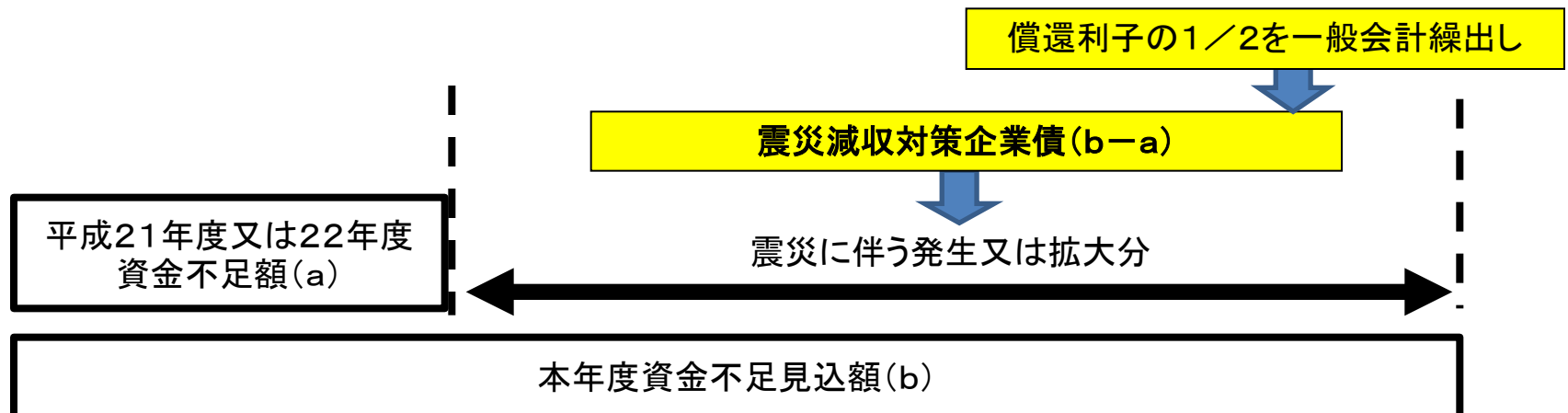


震災減収対策企業債について

東日本大震災による被害状況、被災公営企業の経営状況等を総合的に勘案し、東日本震災特例法の「特定被災地方公共団体」であって、震災に伴う減免、事業の休止等により料金収入が減少した団体について、資金手当措置を講じる。

- 特定被災地方公共団体で地財法に規定する資金不足額が発生又は拡大する団体は、当該不足額について資金手当に係る企業債が発行できる(震災減収対策企業債)。
- 発行済の震災減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。なお、当該繰出しには震災復興特別交付税措置を講じる。
- 償還期限は15年以内



○ 震災減収対策企業債について

1. 対象団体

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成 23 年法律第 40 号) 第 2 条第 2 項に規定する、特定被災地方公共団体及び特定被災地方公共団体が加入する一部事務組合等。

2. 対象経費

平成 27 年度の資金不足額(法適用企業は地方財政法施行令第 15 条第 1 項第 1 号の額から同項第 3 号の額を控除した額をいい、法非適用企業は同施行令第 16 条第 1 項第 1 号の額及び同項第 2 号の額の合計額をいう。以下同じ。)の見込額(平成 21 年度決算又は平成 22 年度決算で資金不足額が生じている場合は、平成 21 年度決算における当該額又は平成 22 年度決算における当該額のうちいずれか少ない額を控除した額)を対象とする。

○ 平成 27 年度震災減収対策企業債の協議額

平成 27 年度分の震災減収対策企業債として協議があったのは、宮城県石巻市の病院事業分の 1 件である。

1. 対象経費及び協議額

(単位：百万円)

	震災減収対策企業債 対象経費	協議額
都道府県・指定都市	0. 0	0. 0
市町村	1 2 0. 0	1 2 0. 0
合計	1 2 0. 0	1 2 0. 0

2. 協議額の資金区分

(単位：百万円)

	協議額	左の資金区分	
		機構資金	銀行等引受
都道府県・指定都市	0. 0	0. 0	0. 0
市町村	1 2 0. 0	0. 0	1 2 0. 0
合計	1 2 0. 0	0. 0	1 2 0. 0

平成27年度震災減収対策企業債(起債予定団体)

○起債予定団体

(単位:百万円)

団体名		事業名	平成21年度 又は平成22年度 資金不足額	平成27年度 資金不足 発生(拡大)見込額	震災減収対策 企業債対象経費	起債予定額	左の資金区分				(参考) 平成26年度 同意等額
都道府県	市区町村						平成22年度	財政融資	機構資金	市場公募	
宮城県	石巻市	病院事業・介護サービス事業	0.0	120.0	120.0	120.0		-	-	120.0	144.0
合計					120.0	120.0		-	-	120.0	144.0

○償還財源に関する説明

団体名		事業名	償還財源
都道府県	市区町村		
宮城県	石巻市	病院事業・介護サービス事業	○一般会計からの繰入金。 H28年夏頃に病院が開院する予定のため料金収入は増加していくが、全額一般会計からの繰入で償還予定。なお、本債の発行は本年度までと見込む。

○ 参考：地方財政法施行令（昭和 23 年政令第 267 号）

（地方債の協議の相手方等）

第二条 （中略）

三 都道府県知事は、法第五条の三第一項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

四 （略）

五 総務大臣は、第三項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る資金の不足額の算定方法）

第十五条 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第三項の流動負債の額から同日における一時借入金又は未払金で公営企業の建設又は改良に要する経費（次号において「建設改良費」という。）に係るもののうちその支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているものの額を控除した額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費以外の経費（次条第一項第三号において「建設改良費等以外の経費」という。）の財源に充てるために起こした地方債の現在高

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

2 法第五条の四第三項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、公営競技以外の事業を行う公営企業にあつては当該年度の前年度の営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とし、公営競技を行う公営企業にあつては零とする。

（地方公営企業法の規定を適用しない公営企業に係る資金の不足額の算定方法）

第十六条 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

- 二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額
 - 三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高
- 2 法第五条の四第三項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、当該年度の前年度の営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額に十分の一を乗じて得た額とする。

(地方債の許可手続)

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項及び第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

二 (略)

三 都道府県知事は、第一項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

四 (略)

五 総務大臣は、第三項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。